

熊本県公報

第 1 0 8 5 3 号
平成 14 年 6 月 26 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
指定居宅サービス事業所の指定	(高 齢 保 健 福 祉 課) 1
家畜伝染病に係る届出	(畜 産 課) 1
公有水面埋立てしゅん功認可	(河 川 課) 1
都市計画事業(都市公園)の認可	(都 市 計 画 課) 2
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱	(管 理 調 達 課) 2
業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領	(") 17
公 告	
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課) 19
"	(") 19
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県 民 生 活 総 室) 19
平成 14 年度熊本県公共関与基本計画策定調査業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等	(廃 棄 物 対 策 課) 19
定款変更認可	(農 村 計 画 課) 20
"	(") 20
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	(県 民 生 活 総 室) 20
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(") 20
"	(") 21

告 示

熊本県告示第 512 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
大阿蘇病院グループホームさくら苑 阿蘇郡一の宮町大字宮地 5863 番地の 1	医療法人 社団大徳会	平成 14 年 6 月 1 日

熊本県告示第 513 号
家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。
平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 14 年 6 月 12 日	菊池郡旭志村	1 戸 4 頭	乳用牛

熊本県告示第 514 号
公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てのしゅん功を認可した。
平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- しゅん功認可年月日
平成 14 年 6 月 18 日

- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草郡大矢野町大字上 1514 番地
- 3 道路管理者 大矢野町 代表者 大矢野町長 何川一幸
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
天草郡大矢野町大字維和字北浦 1964 の 2、1964 の 1 及び 1963 の 1 地先並びに 1962 及び 1961 の 1 に隣接する道路地先公有水面
 - (2) 区域
次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成 6 年の秋分の満潮位 (T P +2.22 メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
の地点 四等三角点野牛島 (北緯 32 度 34 分 09.195 秒、東経 130 度 27 分 16.028 秒) から 61 度 41 分 714 メートルの地点
の地点 の地点から 209 度 20 分 36.6 メートルの地点
の地点 の地点から 119 度 0 分 1 メートルの地点
の地点 の地点から 209 度 0 分 4.3 メートルの地点
の地点 の地点から 299 度 0 分 1 メートルの地点
の地点 の地点から 209 度 0 分 9.7 メートルの地点
の地点 の地点から 218 度 20 分 8.1 メートルの地点
の地点 の地点から 235 度 40 分 8 メートルの地点
の地点 の地点から 255 度 50 分 8.4 メートルの地点
の地点 の地点から 271 度 40 分 4.3 メートルの地点
の地点 の地点から 187 度 40 分 1 メートルの地点
の地点 の地点から 277 度 40 分 4.3 メートルの地点
の地点 の地点から 7 度 40 分 1 メートルの地点
の地点 の地点から 277 度 40 分 0.9 メートルの地点
 - (3) 面積
460.01 平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号
平成 7 年 2 月 23 日 熊本県指令河第 28 号
- 6 関係図書の縦覧
大矢野町において、しゅん功認可の告示の日から起算して 10 年間備え置くものとする。

熊本県告示第 515 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画墓園事業 3 号 桃尾墓園
- 3 事業施行期間 平成 14 年 6 月 26 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市戸島町字小久保
熊本市戸島町字小山桃尾
熊本市戸島町字下桃尾
熊本市戸島町字中桃尾
使用の部分 深迫排水路

熊本県告示第 516 号

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱を次のように定める。
平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。) 第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、熊本県が発注する業務の委託契約等別表に掲げる契約 (建設工事関係及び物品調達に係る契約を除く。以下同じ。) に係る一般競争入札及び指名競争入札 (以下「入札」という。) に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び入札参加資格の審査 (以下「資格審査」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の適用を受ける契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

(入札参加資格者)

第 2 条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第 6 条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であって、第 11 条第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号に掲げる者に該当しないものとする。

(資格審査の申請)

第 3 条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入札参加資格審査申請書(別記第 1 号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 営業概要書(別記第 2 号様式の 1)及び契約実績一覧表(別記第 2 号様式の 2)

(2) 法人にあつては、登記簿謄本、定款及び就業規則を定めている場合は就業規則

(3) 個人にあつては、令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないことを証する書類

(4) 法人にあつては、申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書(別記第 3 号様式)並びに決算書

(5) 個人にあつては、申請書を提出する日前の直近の所得税確定申告書の写し

(6) 資格免許一覧表(別記第 4 号様式)及びそれを証する書類の写し

(7) 各営業種目ごとに別表に定める許可、認可、登録等(以下「別表に定める許可等」という。)を得ていることを証する書類又はその写し

(8) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

(9) 印鑑証明書

(10) 納税証明書

ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

イ 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

(11) 営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状(別記第 5 号様式)

(12) その他知事が必要と認める書類

2 申請書の提出期間は、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで(県の休日は除く。)とし、受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、前項に規定する提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間をあらかじめ公告するものとする。

(資格審査の申請ができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

(1) 令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者

(2) 営業に関し、別表に定める許可等を得ていない者

(3) 申請書の提出期間の初日の属する月の直前の月の末日(以下「審査基準日」という。)において、営業開始後 1 年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後 1 年を経過していない者

(4) 労働者災害補償保険に加入していない者(従業員を雇用していない事業者を除く。)

(5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がある者

(6) 第 11 条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していない者

(資格審査の時期)

第 5 条 資格審査は、毎年、定期的に行うものとする。ただし、第 3 条第 2 項における申請書の提出期間中に前条各号のいずれかに該当するため申請できなかった者及び次条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定されなかった者の資格審査については、随時行うものとする。

(資格審査の実施)

第 6 条 知事は、申請書を受け付けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 経営の状況

ア 営業の規模

イ 営業年数

ウ 経営比率

(2) 経営の規模

ア 自己資本の額

イ 職員の状況

2 知事は、前項の審査を行ったときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を資格審査結果通知書(別記第 6 号様式)により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第 7 条 知事は、入札参加資格者を、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(等級格付)

第 8 条 知事は、営業種目によっては、入札参加資格者について、その業務遂行能力を考慮して等級格付を行うことができる。

(入札参加資格等の有効期間)

第 9 条 入札参加資格及び前条の規定による等級格付の有効期間は、第 6 条第 2 項の規定により資格審査の結果を通知した日から当該日の属する会計年度の翌々年度の 9 月 30 日までとする。

(変更等の届出)

第 10 条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格申請内容変更届(別記第 7 号様式)により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当するに至ったとき。
- (2) 別表に定める許可等が失効し、又は取り消されたとき。
- (3) 住所又は氏名(法人にあっては本社及び事務所(営業所)の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったとき。
- (4) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- (5) 代理人を変更したとき。
- (6) 印鑑証明を受けた印鑑又は使用印鑑を変更したとき。
- (7) 営業種目を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第 11 条 知事は、入札参加資格者が令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

- (1) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (2) 別表に定める許可等が失効し、又は取り消された者
- (3) 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
- (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者
- (5) その他知事が県の契約相手方として不相当であると認めた者

3 知事は、前 2 項の規定により入札参加資格を取り消し、又は 2 年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を、当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に通知するものとする。

(資格の承継)

第 12 条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人
- (4) その他これらに類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継申請書(別記第 8 号様式)に当該承継の事実を証する書類及び第 3 条各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の入札参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を申請者へ通知するものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 6 月 26 日から施行する。ただし、平成 14 年度入札参加資格者の資格審査の申請期間は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで(県の休日は除く。)とする。

2 この要綱の施行に伴い、次の各号に掲げる要綱、要項又は要領(以下「要綱等」という。)は廃止する。ただし、現にこの要綱等に基づく入札参加資格を有する者は、第 7 条の規定に基づく登録がなされた者(以下「既登録業者」という。)とみなす。

- (1) 移転業務委託に係る指名競争入札参加者の資格審査要項(平成 11 年熊本県告示第 800 号)
- (2) 電話交換業務委託に係る指名競争入札参加者の資格審査要項(平成 13 年熊本県告示第 80 号)
- (3) プレハブ及び発掘調査機材のリース契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領(平成 13 年熊本県告示第 775 号)
- (4) 庁舎等の管理業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 3 号。以下「庁舎等管理業務審査要綱」という。)
- (5) リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 48 号)
- (6) 情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 152 号)

3 既登録業者に係る登録の有効期間は、第 9 条の規定にかかわらず、平成 15 年 9 月 30 日(庁舎等管理業務審査要綱に基づく入札参加資格を有する者にあつては、平成 16 年 9 月 30 日)までとする。

4 既登録業者は営業種目の追加を知事に申し込むことができる。